

○経済産業省令第 号

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）を実施するため、小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日 経済産業大臣 赤澤 亮正

小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（小規模企業共済法施行規則の一部改正）

第一条 小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(掛金の納付)

第十九条 掛金の納付は、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付により行わなければならない。ただし、口座振替の方法により掛金を納付することができないやむを得ない事情があるときは、機構の承認を受けて、機構の預金口座への振込みにより行うことができる。

(削る)

(掛金の納付)

第十九条 掛金の納付は、受託金融機関若しくは受託事業者団体に対する現金による納付又は共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付のいずれかの方法により行わなければならない。

2| 共済契約者が受託金融機関又は受託事業者団体に対して現金により掛金を納付しようとするときは、受託金融機関又は受託事業者団体にそ

2| 機構は、掛金を収納したときは、共済契約者
に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を
送付しなければならない。

の旨を申し出なければならない。この場合にお
いて、受託金融機関又は受託事業者団体は、掛
金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金
の納付状況を明らかにする書類を提出しなけれ
ばならない。

3| 預金口座から機構の預金口座への振替の方法
による掛金の納付を希望する共済契約者は、そ
の旨を機構に申し出なければならない。この場
合において、機構は、掛金を収納したときは、
共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかに
する書類を送付しなければならない。

(中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令 (平成二十二年経済産業省令第四十三号)

の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

附 則

(施行期日)

この省令は、令和九年一月一日から施行する。